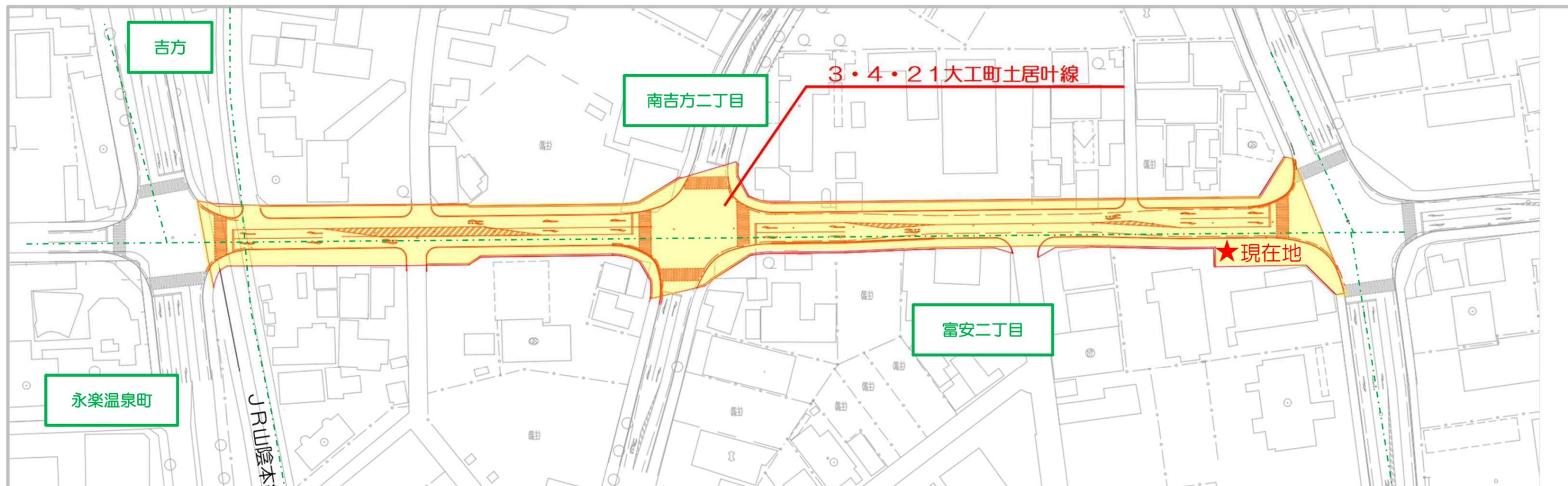


# 都市計画道路の事業着手に関するお知らせ

鳥取都市計画道路「大工町土居叶線」のうち下図の区間については、令和7年3月7日に都市計画法第59条第1項に規定する都市計画事業の認可を鳥取県知事から受け、都市計画道路の整備に着手します。  
また、都市計画事業の認可に伴い計画地内の土地建物等を鳥取市長以外に有償で譲り渡す場合には、同法第67条の規定により、施行者である鳥取市に届け出なければなりません。



## 1 都市計画事業の内容

### (1) 施工する都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路 3・4・21 大工町土居叶線

### (2) 施行者の名称

鳥取市

### (3) 施工する事務所の所在地

鳥取市幸町71番地 鳥取市役所

### (4) 事業地の所在

鳥取市永楽温泉町、吉方、富安二丁目、南吉方二丁目

## 2 届出の方法及び規制内容等

### (1) 届出の方法

土地建物等の所在地、予定価格及び譲り渡そうとする相手方等を定められた様式に記載して提出してください。

### (2) 鳥取市との売買の成立

届出後30日以内については、鳥取市が届け出のあった価格で買い取ることができます。

### (3) 譲渡できない期間

届出から30日以内又は鳥取市が買い取らないことを通知する日までは、土地建物等を譲り渡すことはできません。

### (4) 罰則等

届出をしないで土地建物等を有償で譲り渡した場合は、罰せられることがあります。

なお、ご不明な点がございましたら下記にお問い合わせください。

鳥取市幸町71番地 鳥取市役所都市整備部道路課 ☎ (0857) 30-8352